

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

南国市（以下「甲」という。）、高知県教育委員会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人土佐希望の家（以下「丙」という。）は、災害時における高知県立高知若草養護学校土佐希望の家分校での福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南国市内で大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における要配慮者への避難生活支援について、南国市地域防災計画等に基づき、甲が行う福祉避難所の設置運営に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における福祉避難所の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院に至らない在宅の要配慮者のうち、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮が必要な重症心身障害児者及びその介助者とする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、以下のとおりとする。

施設名	敷地所有者	所在地
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	社会福祉法人土佐希望の家	南国市小籠 105

（要請）

第4条 甲は、災害が発生し緊急に福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請について、丙に通知するものとする。

3 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受けた場合は、直ちに開設準備を行うとともに、対象者の受入れを行うものとする。

（開設の通知、対象者の受入れ等）

5条 甲は、前条第1項の規定により福祉避難所の開設について乙及び丙に協力を要請する場合は、福祉避難所開設通知書（様式第1号）（丙については、その写し。以下この項において同じ。）により、通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に福祉避難所開設通知書により通知することができる。

2 甲は、南国市福祉事務所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した対象者を福祉避難所利用対象者リスト（別紙1）により乙に紹介し、乙は、可能な範囲内で対象者の受入れに努めるものとする。

- 3 乙は、受け入れた対象者について退所、入院等状況に変更があった場合は、福祉避難所利用者状況変更報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 4 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害発生時に支障を来さないよう点検及び改善に努めるものとする。

（対象者の移送）

第6条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として対象者の家族又はその支援者が行うものとする。ただし、やむを得ない事情で家族又はその支援者が移送を行うことができない場合は、甲が行うものとする。

（運営に対する協力）

第7条 甲の要請に基づき、乙は、福祉避難所の運営に対する協力として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 対象者への日常生活上の支援及び相談等に応じる支援員等の配置
- (2) 対象者の状況の変化に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に関する請求

（経費負担）

第8条 福祉避難所の設置運営に関する経費は、甲の負担とする。

- 2 前項の規定による経費の額は、食費、住居費等を基礎とし、甲乙協議のうえ決定する。

（協力体制）

第9条 乙は、福祉避難所の運営に支障が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合、甲は、福祉避難所の運営に支障が生じない措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料品その他の必要な物資が不足した場合は、乙は、甲に物資の調達を要請できるものとする。
- 3 前項の要請があった場合は、甲は、速やかに要請に応じるものとする。

（開設期間）

第10条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日までを上限とする。ただし、特段の事情のあるときは、この限りでない。

（福祉避難所の開設の終了）

第11条 甲は、福祉避難所の開設を終了するときは、乙及び丙に福祉避難所開設終了届（様式第3号）（丙については、その写し）を提出するものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、その協定締結の日から同日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 この協定は、その期間満了の日の3か月前までに甲、乙又は丙から異議の申出がないときは更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項の規定により更新された協定の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(個人情報保護)

第13条 甲、乙及び丙並びに福祉避難所の管理運営に携わった者は、福祉避難所の管理運営に関し業務上知り得た対象者の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

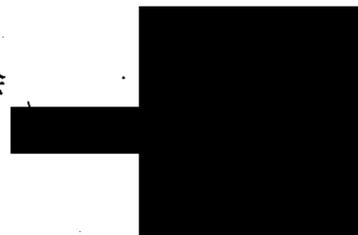
甲、乙及び丙は、上記協定締結の証として本協定書を3通作成し、それぞれ代表者が記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年1月15日

甲 南国市長



乙 高知県教育委員会
教育長



丙 社会福祉法人 土佐希望の家
理事長



別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙及び丙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙及び丙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙及び丙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙及び丙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙及び丙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙及び丙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙及び丙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙及び丙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙及び丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙及び丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙及び丙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 乙及び丙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙及び丙はその損害を賠償しなければならない。